

さぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者の増加及び多くの骨髄等移植の実現を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する市内事業所に対し、さぬき市骨髄ドナー等支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたドナーで、骨髄等の提供を完了した日（以下「骨髄等提供完了日」という。）において市の住民基本台帳に登録している者（以下「助成対象ドナー」という。）

(2) 助成対象ドナー（この要綱による助成金の交付の決定を受けた者に限る。）を骨髄等提供完了日から引き続いて雇用している市内事業所（以下「助成対象事業所」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

(1) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な財団への登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）がある事業所に勤務している者

(2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けている又は受ける予定である者

(3) 市税の滞納がある者

(4) 規則第5条第2項各号に掲げる者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 助成対象ドナー 10万円

(2) 助成対象事業所 5万円

2 前項の規定にかかわらず、助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付申請手続等)

第4条 助成金の交付申請から交付までの手続のうち、規則第13条の規定により、市長が別に定める手続は、次条から第7条までに定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、助成対象ドナーにあっては骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）により、助成対象事業所にあっては骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）により、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる書類は、省略するものとする。

- (1) 財団が発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 助成対象ドナーとの雇用関係を証明する書類（助成対象事業所が申請する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、骨髄等提供完了日から90日以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、規則第5条第3項によるその可否の通知は、骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、助成金の交付の可否の決定に際し必要があると認めるときは、申請者の同意の上、市税の納付状況及び雇用事業所等についての調査を行うことができる。

(実績報告及び助成金の額の確定)

第7条 規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する助成金の額の確定に係る手続は、省略するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、規則第14条第1項の規定により、第5条の助成金の交付の決定を取り消すときは、当該助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

さぬき市長 殿

申請者 氏名 _____ ㊞

さぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金の交付を受けたいので、さぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請内容

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー 香川県さぬき市		
電話番号	(日中に連絡をとることができる電話番号) ー ー		
勤務先	名 称		
	住 所		
	電話番号	ー ー	
骨髄等提供完了年月日	年 月 日		
助成金交付申請額	円		

2 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類（請求書、申請者名義の通帳の写し）

3 誓約及び同意事項

- (1) 勤務先にドナー休暇制度はありません。ドナー休暇制度の有無について、勤務先に照会することに同意します。
- (2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません（受ける予定もありません）。
- (3) 市税の滞納はありません。住所及び市税の納付状況について、市の関係部署に照会することに同意します。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。このことについて、警察に照会することに同意します。

氏名 _____ ㊞

骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付申請書（事業所用）

さぬき市長 殿

申請者 事業所名

代表者名 ㊟

さぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金の交付を受けたいので、さぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請内容

事業所名		
所在地	〒 ー 香川県さぬき市	
電話番号	ー ー	
代表者名		
助成対象 ドナー	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	香川県さぬき市
骨髄等提供完了年月日	年 月 日	
助成金交付申請金額	円	

2 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 助成対象ドナーと雇用関係を証明する書類（雇用証明書、確定申告書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類（請求書、通帳の写し）

3 誓約及び同意事項

- (1) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません（受ける予定もありません）。
- (2) 市税に滞納はありません。所在地及び市税の納付状況について、市の関係部署に照会することに同意します。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。このことについて、警察に照会することに同意します。

事業所名

代表者名 ㊟

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたさぬき市骨髄移植ドナー等支援事業助成金について、次のとおり交付することを決定（却下）しましたので、さぬき市骨髄ドナー等支援事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

（却下の場合は、その理由）